

## 住宅に係る貸付けの取扱いの変更について（お知らせ）

- 1 貸付事故への対応として共済組合が加入している貸付保険の適用条件に適合させるため、住宅に係る貸付けの取扱いを次のとおりとします。

貸付事由	貸付種類（改正前）	貸付種類（改正後）
住宅の増改築や修理等	住宅貸付	住宅貸付
住宅の簡易な修理等	普通貸付 住宅貸付	住宅貸付
住宅敷地内の倉庫や車庫、擁壁等の工事等	普通貸付	住宅貸付
設置工事を伴う家電製品や家具等の購入	普通貸付 住宅貸付	住宅貸付
設置工事を伴わない家電製品や家具等の購入	普通貸付	普通貸付

## 2 実施時期等について

実施時期については、令和2年4月1日申込分からとなります。

お問い合わせ先

山口県市町村職員共済組合

福祉課 山田・岩本

TEL 083-925-6551